

## 「ハレノポリスくーポン」事業の協賛届出をされた方へ

この度は、「ハレノポリスくーポン」事業にご協力いただきありがとうございます。  
今後の運用等につきましては、下記のとおりよろしくお願ひいたします。

### 記

#### 1 商品等の割引

「ハレノポリスくーポン」事業の協賛届出書のとおりでお願いします。

#### 2 「クーポン機能欄」への掲載

岡山県警察ももくん・ももかちゃん安心アプリ「ハレノポリス」のクーポン欄に、届出事業者から提供を受けた店舗外観写真、店名、住所等の店舗情報及びクーポン情報を掲載します。

#### 3 「ハレノポリスくーポン」の確認

「ハレノポリスくーポン」の提示を求め、アプリダウンロード者であることを確認してください。

#### 4 協賛内容を変更・中止する場合等の届出

届出内容に変更が生じた場合又は協賛をやめる場合は、「ハレノポリスくーポン」事業の協賛（変更・中止）届出書」を届出を行った警察署又は岡山県警察本部生活安全企画課に提出してください。

同届出書は、県警察ホームページからダウンロードできます。

#### 5 留意事項

次に該当する場合、クーポン機能への掲載を取りやめる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 届出者自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であった場合
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して届出を行った場合
- (3) 警察業務の公平性、中立性に疑義が生じるおそれがある認められた場合
- (4) その他、協賛店舗等としてクーポンを掲載することが相応しくない行為等が認められた場合

#### 6 個人情報に関する取扱い

本事業を通じて岡山県警察が提供を受けた個人情報については、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）に基づき、適切に取り扱います。